



上市町告示第32号

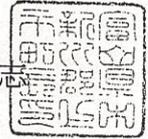
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 4 項の規定による国土調査の結果として認証の公告があった日からその効力を生じるものとする。

平成26年 6 月 19 日

上市町長 伊 東 尚



### 1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「法音寺」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	湯上野	下石田	6、7

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。

### 2. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「湯上野」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	法音寺	背骨	24-2、28、32-1、32-3から32-6まで

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。

### 3. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	湯上野	寺源田	1-4、2、3、4-1、5、6-1から6-7まで、7-1、7-2、8から10まで、11-1から11-3まで、13-2、14-2、15、16、18-1から18-3まで、19から26まで、27-1から27-3まで、28
		砂田	1-1から1-3まで、2、3-1から3-6まで、4-1から4-3まで、5、6-1から6-4まで、7、8、10-2、10-3、13-2、13-3、13-5、13-6、13-11、14-1、14-3から14-9まで、15から18まで、19-1から19-5まで20-1から20-8まで、21、23
		南砂田	22-1から22-5まで
		赤田	1-1から1-6まで、2-1から2-13まで、3-1から3-17まで、4-1、4-2、5-1から5-6まで、6-1、6-2、7-1から7-6まで、8-1から8-3まで、9-1から9-3まで、10-1-1、10-1-2、11-1から11-3まで、12-1から12-6まで、13-1、13-2
		川原田	1-1から1-7まで、2、3、4-1から4-3まで、5から8まで、9-1から9-3まで、10-1から10-11まで、11-1から11-13まで、12-1から12-6まで、13-1から13-12まで、14-1から14-5まで、15-1から15-13まで、17-1、17-2、18、19-1から19-10まで、19-12から19-18まで、22、23-1から23-9まで、24-1、24-2、25-2から25-5まで、26-2、27-2、28、29-1から29-4まで、30から33まで、35、36-1から36-3まで、37
		苦竹	1-1から1-3まで、2-1、2-2、3-1から3-5まで、4、5-1から5-3まで、6、7-1、7-2、8、9-1、9-2、10-1から10-8まで、11-1から11-6まで、12-1から12-6まで、13、14-1、14-2、15から18まで、19-1、19-2、20から22まで、23-1から23-4まで、23-6、23-7、27-1、27-2、28、29、30-2、30-3、32-2から32-4、33-4、33-5、36-1、36-2、37から42まで、43-1から43-5まで、44、45、46-1から46-4まで、47、48-1、48-2、49

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	湯上野	樋物田	1-1、3-1、10-1、10-3、11-3、11-4、13-1から13-4まで、14、15-1から15-3まで、16-1から16-5まで、17から19まで、20-1、20-2
		下石田	1-1、1-2、2-1から2-3まで、4、5、8から10まで、11-1から11-9まで、12、17-1から17-6まで、18-1から18-6まで、19-1から19-9まで、20、20-2、21-1、21-2、22-1、22-3、22-4、22-6から22-8まで、23-1、23-2、23-4から23-6まで、25-1から25-4まで、26、27-1から27-3まで、28-1から28-3まで、29-1から29-5まで、30、31-1、31-2、31-乙、32から36まで、37-1、37-2、38、39-1から39-4まで、40-1、40-2、40-4から40-14まで、41-1、41-2、42-1、43-1、43-3から43-5まで、44-1、44-3から44-6まで
		石田	1-1から1-6まで、2-1、2-2、3-1から3-7まで、3-9から3-14まで、4-1、4-2、5から7まで、8-1、8-2、9-1、9-2、10から13まで、14-1から14-6まで、17-2、17-3、17-7、22、23-1、23-2、24-1から24-5まで、25から27まで、28-1から28-4、29、30、31-1から31-12まで、32-1から32-4まで、33-3、33-6から33-19まで、35-1、38、39-1から39-5まで、40-1から40-5まで、41-1から41-5まで、42-1から42-7まで、43-1から43-7まで、44-1から44-3まで、45-1、45-2、46から49まで、51、52、53-1から53-3まで、54-1、54-2、55から57まで、58-1、58-2、59、60-甲1、60-甲2、60-乙、61から64まで
		上砂上	29-6から29-8まで、29-11、29-12、34-1、36-1、36-8から36-10まで、56-4、56-7から56-9まで、57-1、57-8から57-12まで、58-1、58-8から58-12まで

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。